

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書による。

(4) 委託期間

ア 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

イ 委託業務に係る成果品の納入期限

令和5年3月31日（金）

(5) 委託業務に係る成果品の納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

ア 入札書に記載する入札金額は、本業務に係る全てを含む額とする。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(3) ISO27001の認証及びPマーク（プライバシーマーク）を取得していること又は、上記認証等内容と同等の規定を整備してい

ること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課総務事務改革室改革推進グループ

〒790-0001

愛媛県松山市一番町四丁目2番地 NTTコム松山ビル7階

電話 (089) 912-2476

- (2) 入札書の受領期限

令和4年4月27日(水)午後2時まで

- (3) 入札説明書の交付方法

令和4年3月18日(金)から同年3月28日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(祝日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和4年4月27日(水)午後2時

愛媛県庁第二別館6階小会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。競争入札参加資格審査申請書は、持参して提出することとし、郵便又は電送によるものは、受け付けない。

- (ア) 受付期間

令和4年3月18日(金)から同年3月28日(月)までの執務時間中

- (イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき提案内容を記載した資料を提出すること。

(ア) 受付期間

令和4年3月18日（金）から同年4月15日（金）までの執務時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に定める資格を有しない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び提案内容を記載した資料は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Consignment of Ehime Prefecture General Affairs, 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 27 April 2022
- (3) For further information, please contact: Reform Promotion Group, General Affairs and Administrative Reform Office, Digital Strategy Sub-Department, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-0001 Japan
TEL 089-912-2476